

業務指示書

ベトナム国不良債権処理、企業再生制度等情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年9月11日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年9月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：不良債権処理、金融機関破綻処理、事業・企業再生、組織再編（合併・買収・会社分割）、担保回収等に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) (1) と (2) を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1) と (2) を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ベトナム及びその他全世界）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年9月20日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(VND1 = 0.0046 円 , US\$1 = 98.100 円 , EUR1 = 130.10 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加算し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加算します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/倒産法制・銀行破綻処理
企業買収・事業再生
担保法制・土地使用権制度

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.92 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年10月2日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国不良債権処理、企業再生制度等情報収集・確認調査

| 評価項目 | 配点 | |
|--|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地) | 4.00 | |
| 2. 本件業務の実施方針 | (30.00) | |
| (1) 業務指示書の理解度 | 3.00 | |
| (2) 業務方針的確性 | 9.00 | |
| (3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等 | 12.00 | |
| (4) 要員計画の妥当性 | 6.00 | |
| (5) その他 (実施設計・施工監理体制) | | |
| (6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等) | | |
| 3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 | (30.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| 1)業務主任者の経験・能力 総括/倒産法制・銀行破綻処理 | (30.00) | (24.00) |
| イ 類似業務の経験 | 15.00 | 12.00 |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 0.00 | 0.00 |
| ハ 語学力 | 5.00 | 4.00 |
| ニ 業務主任者としての経験及び評価 | 6.00 | 5.00 |
| ホ その他学位、資格等 | 4.00 | 3.00 |
| へ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等) | | |
| 2)業務管理グループの管理体制 | - | (6.00) |
| イ 業務管理体制 | - | 6.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力 | (30.00) | |
| 1) 担当事項： 企業買収・事業再生 | (15.00) | |
| イ 類似業務の経験 | 9.00 | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 0.00 | |
| ハ 語学力 | 3.00 | |
| ニ その他 学位、資格等 | 3.00 | |
| 2) 担当事項： 担保法制・土地使用権制度 | (15.00) | |
| イ 類似業務の経験 | 9.00 | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 0.00 | |
| ハ 語学力 | 3.00 | |
| ニ その他 学位、資格等 | 3.00 | |
| 3) 担当事項： | () | |
| イ 類似業務の経験 | | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | | |
| ハ 語学力 | | |
| ニ その他 学位、資格等 | | |
| 4) 担当事項： | () | |
| イ 類似業務の経験 | | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | | |
| ハ 語学力 | | |
| ニ その他 学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 調査の背景

ベトナム政府は、1986年のドイモイ政策以降、計画経済から市場経済化・対外開放政策を進めてきた結果、過去10年間においては平均6%以上の高い成長率を達成し、今後も高い成長が見込まれている。

他方、依然としてGDPの約4割を占める国営企業の存在、脆弱な金融システム、非効率な公共投資など構造的な課題が残されており、ベトナム政府は2015年までにこれらの抜本的な改革を進める予定である。国営企業は、前述のとおりGDPの4割、雇用の2割、歳入の3割、国内信用残高の2割を占め、産業によっては国営企業による独占・寡占が続いており、資金調達（国家資本、政府保証付融資・社債）、資産（土地使用権の優先使用）、ビジネス機会（公共投資受注）など国家から明示・非明示的に便宜を受けるほか、価格統制などマクロ経済政策運営ツールの1つとなっている。

1990年代後半以降、中小規模の国営企業の株式会社化及び民営化が進む一方ⁱ、国家戦略上の重要産業（電力、石炭、繊維、造船、石油、ゴム、通信、出版、化学等）をはじめとして産業内の複数の国営企業を再編・グループ化し、総公社（General Corporation、以下GCという。）や総公社を更に再編しコングロマリット化した経済グループ（Economic Group、以下EGという。）（文末脚注参照）ⁱⁱを形成した。

2008年以降の世界経済危機に対応した景気刺激策により財政・金融緩和を背景に、これらCG、EGは不動産・株式投資などノン・コア事業への多角化を加速させた。従来からの非効率なコア事業の運営に加え、2009年以降の不動産・株式市況の悪化、インフレ抑制を目的とした2011年の急激な財政・金融引締めを背景として、急激に業績が悪化し多額の債務を抱え、債務不履行により実質破たんに至ったEGもいる。これら国営企業の業績悪化問題は、銀行セクターの不良債権問題を深刻化させている。

また、銀行セクターにおいては、2007年から2011年にかけて経済成長を重視した大規模な金融緩和ⁱⁱⁱに伴い、銀行の資産規模は急拡大し、インフレも同時に進行した。ベトナム政府は、2011年にインフレ抑制のため急激な金融引締めを実施、返済不能となる企業が続出した。2012年に入り不良債権が急増、2012年9月に国家銀行（中央銀行）が発表した不良債権比率は8.82%と金融機関の自己査定値4.47%を大きく上回っている。2013年2月、国家銀行は不良債権比率が6%まで低下したと発表した。

これら国営企業の業績悪化問題及び不良債権の深刻化を受け、ベトナム政府は、2015年までに政府が取り組むべき最重要課題として国営企業改革及び銀行セクター改革を掲げ、各改革について下記の包括的な改革計画を発表し、改革を実行している。

<国営企業改革>

2012年7月に「2015年までの国営企業改革計画」（首相決定第929号）を発表、次の柱に沿った改革を実施中。改革実行にあたり、財政省が省庁・各関係機関の調整を行なっている。

- 国家の出資比率別に国営企業を4分類（100%、75%以上、75%以下65%以上、50%以上65%未満）
- 株式会社化の加速（100%国家出資の国営企業を除く）
- ノン・コア事業への投資停止・清算

＜銀行セクター改革＞

2012年3月「2015年までの銀行セクター改革計画」（首相決定第254号）において、2015年までに不良債権比率を3%以下とする目標を発表。以下の施策を打ち出した。改革実行にあたり国家銀行が中心的な役割を担っている。

- 不良債権の正確な算出・債権分類の厳格化
- 引当金の積み増し
- 担保処分による不良債権の処理
- 資産買取公社の設立

なお、ベトナム政府は本年5月及び6月に「ベトナム資産管理公社の設立」（政令第53号）、「不良債権処理枠組みに係る決定」（首相決定第843号）を発出し、国営企業改革及び銀行セクター改革の加速化を図っている。

これらベトナム政府の改革に向けた取り組みを支援するため、JICAは世界銀行との協調融資により政策支援型借款（プログラムローン）「経済運営・競争力強化借款」（第一次（2012年度）～第三次（2014年度））を通じ銀行セクター改革、国営企業改革を支援しており、2013年3月に「第一次経済運営・競争力強化借款」を供与した。また、ベトナム政府は2012年に我が国政府に対して、国営企業の債務処理・事業再生及び銀行部門の不良債権処理に係る2件の技術協力プロジェクトを要請、2013年3月に採択された。上記2件の技術協力プロジェクトは上記「経済運営・競争力強化借款」を通じて支援する改革の実効性を高める技術協力である。

本調査は、第二次及び第三次「経済運営・協力強化借款」の供与検討、同借款に加えた新規円借款案件形成の可能性検討、並びに上記2件の技術協力プロジェクトの協力内容を詳細に検討するために必要となる、国営企業の債務処理・事業再生及び銀行部門の不良債権処理に関連する法制度等の現状とその運用実態について情報収集・分析を行なうとともに、法制度上及び運用実態の課題を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の概要

（1）目的

本調査は、「1. 調査の背景」に記載された第二次及び第三次「経済運営・競争力強化借款」の供与検討、同借款に加えた新規円借款案件形成の可能性検討、並びに技術協力プロジェクトの協力内容を詳細に検討するために必要となる、①国営・民営企業の再生・再編、②銀行部門の不良債権処理、③銀行の破綻処理及びセーフティーネットに関連する法制度等（具体的には、ア. 国営・民営企業の倒産法制（税務を含む）、イ. 私的整理、ADR またはこれらに類する枠組み、ウ. 国営・民営企業の組織再編（合併、会社分割等）に関する法制（税務を含む）、エ. 担保法制、オ. 土地権利制度、カ. 不良債権買取・処理や国営企業への投資を行う政府機関（VAMC、DATC、SCIC）に関する制度、キ. 金融機関の破綻処理及び預金保険等に関する制度、ク. 国営企業の企業内容開示及びガバナンスに関する制度、ケ. その他関連法制度）の現状及び運用実態について情報収集・分析を行なう。また、上記収集・分析された法制度等・運用実態について、国営企業の再生・再編及び銀行部門の不良債権処理を進めるにあたり、変更・改善が必要な諸点（課題）を明らかにすることを目的とする。

（2）期待される成果

- 1) 国営・民営企業の債務処理・事業再生及び銀行部門の不良債権処理に関連する法制度等の現状及びその運用実態が明らかになる。
- 2) 上記1) で収集・分析された法制度・運用実態について、国営企業再生及び不良債権処理を進めるにあたり、変更・改善が必要な諸点(課題・改善点)が明らかにされる。
- 3) 2) で明らかにされた課題について、変更・改善内容の方向性について提案がなされる。

(3) 対象地域

ベトナム全土

(4) 関係官庁・機関

(国営企業改革及び銀行セクター改革における各関係官庁・機関の役割等は、配布資料に記載。)

司法省 (Ministry of Justice)

計画投資省 (Ministry of Planning and Investment)

国家銀行 (State Bank of Vietnam)

ベトナム資産管理公社 (Vietnam Asset Management Corporation) ^{iv}

財政省 (Ministry of Finance)

債権買取公社 (Debt Asset Trading Company)

国家資本投資公社 (State Capital Investment Corporation)

国家企業改革・開発委員会 (National Steering Committee for Enterprise Reform and Development)

預金保険機構 (Deposit Insurance Agency)

(5) 本調査に関連するわが国の主な援助活動

- 法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ2 (2011年4月～2015年3月)
- 金融政策アドバイザー (2006年12月～2008年12月)
- 国家銀行キャパシティ強化プロジェクト (2008年8月～2010年9月)
- 銀行監督機能強化プロジェクト (2010年9月～2013年6月)
- 貧困削減支援借款 (2004年～2012年)
- 経済運営・競争力強化借款 (2012年～)

3. 業務の目的

本業務は、第二次及び第三次「経済運営・競争力強化借款」の供与検討、同借款に加えた新規円借款案件形成の可能性検討、並びに技術協力プロジェクトの協力内容を詳細に検討するために必要となる、国営企業の再生及び不良債権処理に関連する法制度及びその運用実態について情報収集・分析を行なう。また、上記収集・分析された法制度・運用実態について、国営企業再生及び不良債権処理を進めるにあたり、変更・改善が必要な諸点(課題)を明らかにすることを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を

踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 国営企業改革及び銀行セクター改革の進捗に応じた法制度・運用実態の整理

「1. 調査の背景」で記載のとおり、ベトナム政府は、2012年7月に発表した「2015年までの国営企業改革計画」（首相決定第929号）に基づき、改革に向けて各種の施策を実施中、あるいは今後実施する予定である。これら施策は、既往の法令改正や新規法令策定を伴うものであり、改正または新規策定前に機構を含む援助機関からのコメントやベトナム国内での意見公募が行なわれる。本コンサルタントは、これらベトナム政府の施策の準備・実施状況に留意しながら最新の情報収集・分析を行なう。なお、ベトナム政府の施策準備（法令改正・策定）スケジュールに応じて、機構は本調査の実施途中において法案等にコメントを行なうことを予定している。このため、本コンサルタントは収集・分析した情報について適時機構に提供し、法令の課題、提案事項（案）について当機構と協議を行なう。また、本コンサルタントは、調査の進捗ならびにベトナム政府の施策・実施状況に応じ、追加的に情報収集・分析すべき法令等の対象について、当機構と協議のうえ決定することとする。

(2) 法制度の運用実態について

本業務では法制度の運用実態についても現状及び課題の分析を行なうこととする。特に国営企業の企業再生並びに債権処理においては、国営企業に特化した法制度が存在することに加え、法制度の運用において国営企業に対する非明示的な特別措置が図られている場合があることから、関係機関等へのヒアリングなどを通じてこれらの特例措置を明らかにするとともに法制度との整合性を確認する。

(3) 実施中の技術協力プロジェクト「法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ2」との連携

機構は、「2. 調査の概要 (5) 本調査に関連するわが国の主な援助活動」に記載の「法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ2」を通じ、担保取引登録法の運用支援、民事判決執行法の運用及び改正支援、ならびに破産法の改正支援を実施しているところ、これら法制度の調査にあたってはプロジェクト関係者からも情報を得ること。なお、本調査結果は同プロジェクトの支援においても活用される予定である。

(4) 現地再委託

現地における以下の項目を含む情報収集等については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地コンサルタント等に再委託して実施することを認める。

- ・ 関連法制度の運用実態調査
- ・ 会計・税務面に関する調査

6. 業務の内容

本業務では、国営企業の再生・再編及び不良債権処理に関連する法制度等の内容、および当該法制度等の運用・適用の実態（法制度の運用・適用が円滑・適切になされているか否か）を明らかにし、制度上あるいは運用上の観点からの課題（改善点）を明らかにする。

本業務における関連法制度等とは、法的整理・私的整理、担保法制、土地使用権制度、不良債権買取・処理機関に関する制度、金融監督・セーフティネットに関する法制（を含む）などを想定しているが、プロポーザルにおいて、業務の目的に照らし対象とすべき法制度の範囲を提案すること。なお、法制度とは原則として Law の下位法令（Resolution, Ordinance, Decree, Decision, Circular, Official Notice 等）を含む。

（1）インセプションレポートの作成

既存資料から、対象とする法制度の範囲を整理するとともに、詳細な調査方法及びスケジュールを検討した結果をインセプションレポートとしてまとめ、当機構に提出する。

（2）インセプションレポート協議

（1）でとりまとめたインセプション・レポートをベトナム政府側関係機関に説明し、内容について協議・確認を行なう。

（3）国営企業の再生・再編及び不良債権処理に関連する法制度、当該法制度等の運用・適用の実態に係る情報収集・分析

インセプションレポートに基づき、関連諸法制度の収集・分析を行なうとともに、運用実態については現地にてベトナム政府関係機関を含めた関係者にヒアリング調査を実施する。なお、運用実態について、法制度と整合しない国営企業に対する非明示的な特例的運用が認められる場合、事例毎に当該の特別措置の事例をとりまとめることとする。

（4）プロGRESS・レポートの作成

（3）で収集・分析した情報（関連諸法制度の情報、運用実態、法令の課題ならびに提案事項（案）等）について分野毎にプロGRESS・レポートとしてまとめ、1ヵ月に一度、当機構に提出する。調査の進捗ならびにベトナム政府の施策・実施状況に応じ、追加的に情報収集・分析すべき法令等の対象について当機構と協議を行ない、その対象を決定し情報収集・分析を進めることとする。

また、コンサルタントは、当機構に対する報告とは別途、収集・分析した情報についてベトナム側関係機関に対し説明を行なう。

（5）ドラフト・ファイナルレポートの作成

（4）の各プロGRESS・レポート内容に基づき、最終的に収集・分析した情報を分野毎に整理し、ドラフト・ファイナルレポート案を作成し、機構に提出する。

（6）ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポート案に対する機構のコメントに基づき、必要な加筆・修正を行ない、ファイナルレポートを作成し機構に提出する。

なお、ベトナム側関係機関の説明に必要なインセプション・レポート、プロGRESS・レポート、ドラフト・ファイナルレポート（いずれも英文・越文）の準備は、「7. 成果品等」で定める当機構への提出部数とは別途コンサルタントが用意する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

| レポートの種類・記載事項 | 部数等 | 提出期限 |
|---|--|---|
| (1) インセプションレポート（調査対象とする法制度の範囲、調査方法、スケジュール等） | <ul style="list-style-type: none"> ● 和文 5 部、英文 1 部、越文 1 部（簡易製本） ● 電子データ 1 個 | 契約後半月以内 |
| (2) プログラス・レポート（分野毎の関連諸法制度の情報、運用実態、法令の課題ならびに提案事項（案）） | <ul style="list-style-type: none"> ● 和文 5 部、英文 1 部、越文 1 部（簡易製本） ● 電子データ 1 個 | インセプションレポート作成後の業務開始日以降、業務完了の 1 ヶ月前まで毎月 1 回。（具体的な提出日は、別途指定する。） |
| (3) ドラフト・ファイナルレポート（最終的に収集・分析された分野毎の分野毎の関連諸法制度の情報、運用実態、法令の課題ならびに提案事項（案）） | <ul style="list-style-type: none"> ● 和文 5 部、英文 1 部、越文 1 部（簡易製本） ● 電子データ 1 個 | 2014 年 2 月 21 日 |
| (4) ファイナル・レポート（ドラフト・ファイナルレポートに必要な加筆・修正を行なった最終的な調査結果） | <ul style="list-style-type: none"> ● 和文 5 部、英文 15 部、越文 15 部（簡易製本） ● 電子データ 1 個（PDF 化し、CD-R にて提出する。） | 2014 年 3 月 14 日 |

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2013年9月下旬より業務を開始し、2013年10月中旬を目途にインセプション・レポートを提出し、その後毎月1回プログレス・レポートを提出、2014年2月中旬にドラフト・ファイナルレポートを提出、2013年3月中旬までにファイナルレポートを提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約20人月

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）及び評価対象者の格付目安を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- (1) 総括/倒産法制・銀行破綻処理（評価対象予定者、格付目安：2号）
- (2) 副総括/企業買収・事業再生（評価対象予定者、格付目安：2号）
- (3) 倒産・事業再生法制
- (4) 組織再編法制（買収・合併・会社分割）
- (5) 担保法制・土地使用権制度（評価対象予定者、格付目安：3号）
- (6) 銀行破綻処理・セーフティネット
- (7) 債権買収/処理制度・機関、政府持株制度/機関
- (8) 国営企業情報開示・ガバナンス

(3) 関連業務資格

日本または業務国において弁護士資格を有することが望ましい。

3. 配布／貸与資料及び閲覧資料

【配布資料（全て英文）】

- 「2015年までの国営企業改革計画」（首相決定第929号、2012年7月発表）及び関連通達
- 「2015年までの銀行セクター改革計画」（首相決定第254号、2012年3月発表）及び関連通達
- REVIEW ON LEGAL AND INSTITUTIONAL FRAMEWORK ON SOEs AND SOE REFORM IN VIETNAM（2012年12月、機構調査）
- 「ベトナム資産管理公社の設立」（政令第53号、2013年5月）
- 「不良債権処理枠組みに係る決定」（首相決定第843号、2013年6月）

4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地法律事務所・コンサルタント等に再委託して実施することを認める。

なお、現地再委託費の見積もりは本見積もりに含めること。

- ・ 関連法制度の運用実態調査
- ・ 会計・税務面に関する調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

以上

ⁱ ベトナムの国営企業改革は、1990年代前半以降、所有と経営の分離促進を目的とした「国営企業の株式会社化」を中心に進められてきた結果、当初5,856社存在した国営企業のうち3,951社が株式会社化され、国営企業数は1,309社まで減少した。

ⁱⁱ GCは、国から賦与された資本や資産を保持運営し、国の諸規則に従ってグループ内企業を統括して経済活動を行う。石油、ガス、電力、セメント、紙パルプ、鉄鋼等の重要産業において存在。設立の根拠によって2つに分類される。

GC90(Decision 90-TTg/1994):構成企業数が5社で資本金額が1,000億ドン以上、担当大臣や地方人民委員会公社により設立されたもの(2012年5月時点で76社存在。)、各省庁、地方政府直轄。

GC91(Decision 91-TTg/1994):最低構成企業数が7社以上で資本金額が1兆ドン以上のもの(2012年5月時点、17社存在。)、首相府直轄。

これらGCの多くは、GCが持株会社(政府100%出資)となり、子会社となる複数の事業会社を経営する形態をとっている。

EGは、2001年の第16次議会第3中央委員会において、いくつかのGC91を再編しEGを設立することを決定。特定の産業(石油・ガス、通信、電力、建設、保険等)において、試行的にGC91を再編し12のEGを設立。EGの試行的設立の目的は以下の5つ。2013年5月現在EGは9社存在。

- (1) EGへの資本・リソースの集中により主要産業における国際競争力強化を図る。
- (2) 高度な技術の導入、産業発展のインセンティブを確保する。
- (3) 産業内のリンケージを強化する(バリュー・チェーンの構築)。
- (4) 国家資本・資産の効率的利用を強化する。
- (5) EG及びGCの政策制度の改善。

ⁱⁱⁱ 2007～2011年のマネーサプライ平均伸び率は28%、同時期の銀行の資産規模の平均増加率は27%。(2007～2011年の資産平均伸び率:27%)、インフレも同時に進行(2008年:23%、2009年:7%、2010年:9%、2011年:19%)。政府・中銀は、2011年にインフレ抑制のため急激な金融引締めを実施、返済不能となる企業が続出。

^{iv} 2013年5月、政令第53号により国家銀行傘下に設立が決定された公社(一人有限会社)。7月から業務開始。